

食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進

【令和6年度予算概算決定額 164（186）百万円】
 （うち 食品事業者からの未利用食品提供の推進等 88百万円）

<対策のポイント>

フードサプライチェーンにおける課題解決や未利用食品の提供等を通じた食品ロス削減の取組、農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源循環の取組を支援します。

<事業目標>

- 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万t [2030年度まで]）
- 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減 [2050年まで]

<事業の内容>

1. 食品ロス削減総合対策事業

140（153）百万円

① 食品ロス削減等推進事業 （食品ロス削減等課題解決事業）

民間事業者等が行う食品ロス削減等に係る新規課題等の解決に必要な経費を支援します。（例：商慣習の見直しの検討、食品ロス削減等に係る優良事例調査等）

（食品事業者からの未利用食品提供の推進等）

- ア 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、**専門家派遣等によるサポート**を実施します。
- イ 食品事業者とフードバンク等による広域連携等の**先進的な取組**に対し、未利用食品の輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会等の開催費等を支援します。

② 食品ロス削減調査等委託事業

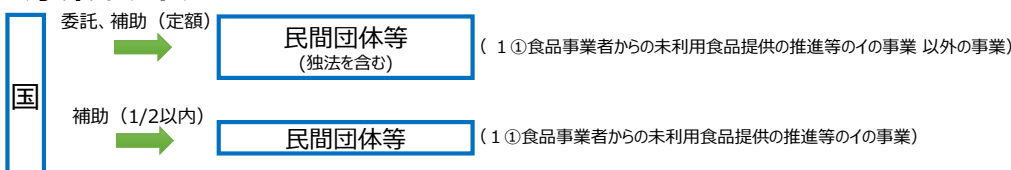
食品ロス実態把握のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。

2. プラスチック資源循環の推進

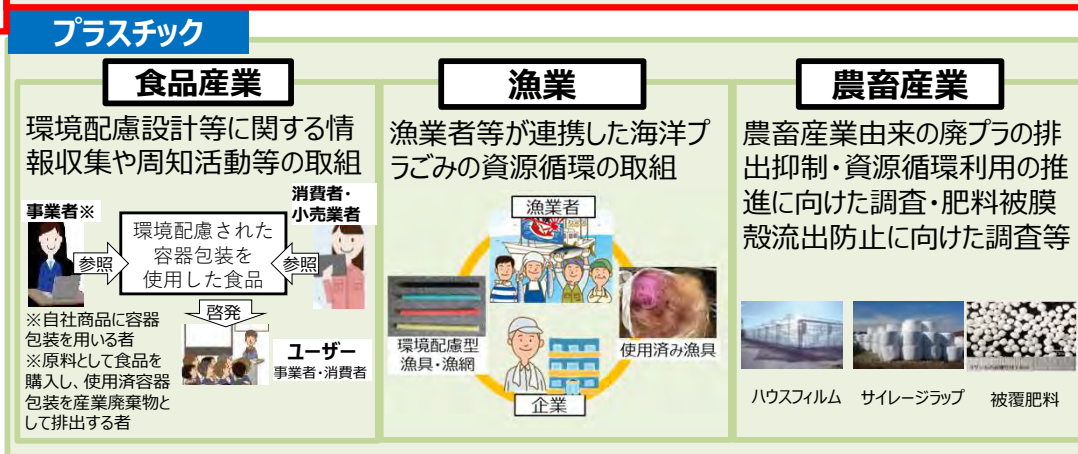
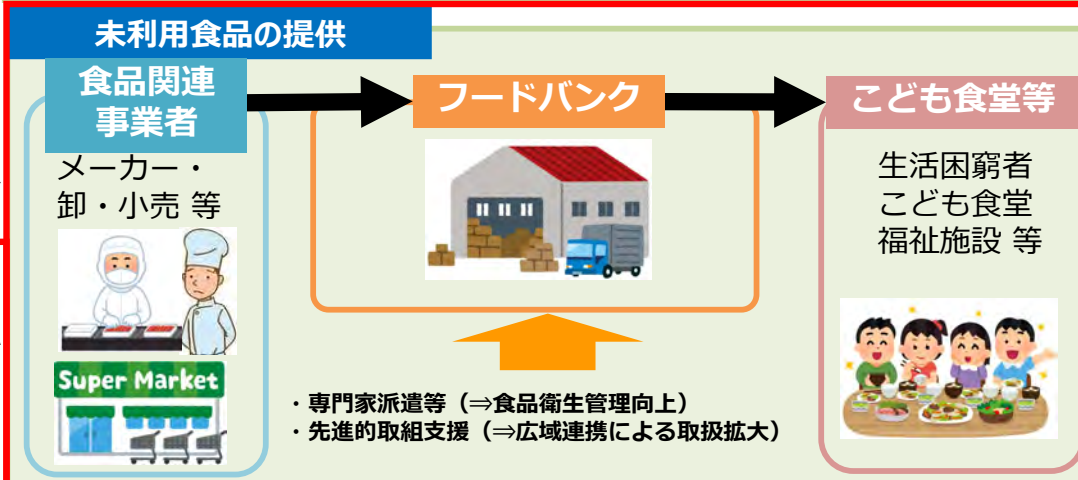
25（33）百万円

食品産業における環境配慮設計等に関する情報収集や周知活動、漁業者等が連携した海洋プラスチックごみの資源循環の取組、農畜産業における廃プラスチックの排出抑制と循環利用の推進に向けた先進的事例調査、プラスチックを使用した被覆肥料に関する調査等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課（03-6744-2066）

国の災害用備蓄食品の有効活用について

国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、各府省庁において申合せ。

申合せ内容

1. 入替えにより、供用の必要がないものとして、不用決定を行った災害用備蓄食品については、必要な場合を除き、原則フードバンク団体等へ提供
 - (1) 各省庁等における売払手続の実績を勘案し、賞味期限までの期間が概ね2か月以内の食品については、売り払うことができないものとして、提供の対象とする。
 - (2) 賞味期限までの期間が概ね2か月超の食品については、適正な予定価格を設定し、オープンカウンター方式等により売払手続を行い、売り払うことができなかったものを提供の対象とする。
 - (3) 賞味期限が近づいている場合や、賞味期限を過ぎたものを提供しようとする場合には、例えば、安心して食べきる目安となる期限の情報提供を行うなど、円滑な提供に向けて配慮する。

2. 災害用備蓄食品の提供に関する情報については、各府省庁においてwebサイトに掲載のうえ、農林水産省においてポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表。

3. まずは中央府省庁（外局を含み、東京都に所在する官署に限る。）で実施することとし、これら以外の地方支分部局、施設等機関等の官署についても可能なところから対応するなど、順次取組を拡大。

申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後も必要に応じ見直し。

【申合せ参加府省庁】

内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

※フードバンク団体等には、フードバンク団体のほか、子ども食堂など、生活困窮者等に対し食料・食事の提供を行う団体を含む。

政府備蓄米の無償交付(子ども食堂等、子ども宅食への支援)

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、**学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」**に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、**子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」**の取組が拡大しています。
- 学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた**無償交付制度**の枠組みの下、**子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援**します。

事業内容

〔子ども食堂等〕

- **ごはん食を提供する子ども食堂等(食事提供団体)の取組に交付。**
- **食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件。**(食事提供団体ごとに、一申請当たり120Kgを上限に交付)

〔子ども宅食〕

- **食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体(食材提供団体)の取組に交付。**
- **ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件。**(食材提供団体ごとに、一申請当たり450Kgを上限に交付)
- **交付対象者 ※以下の要件を満たした団体**

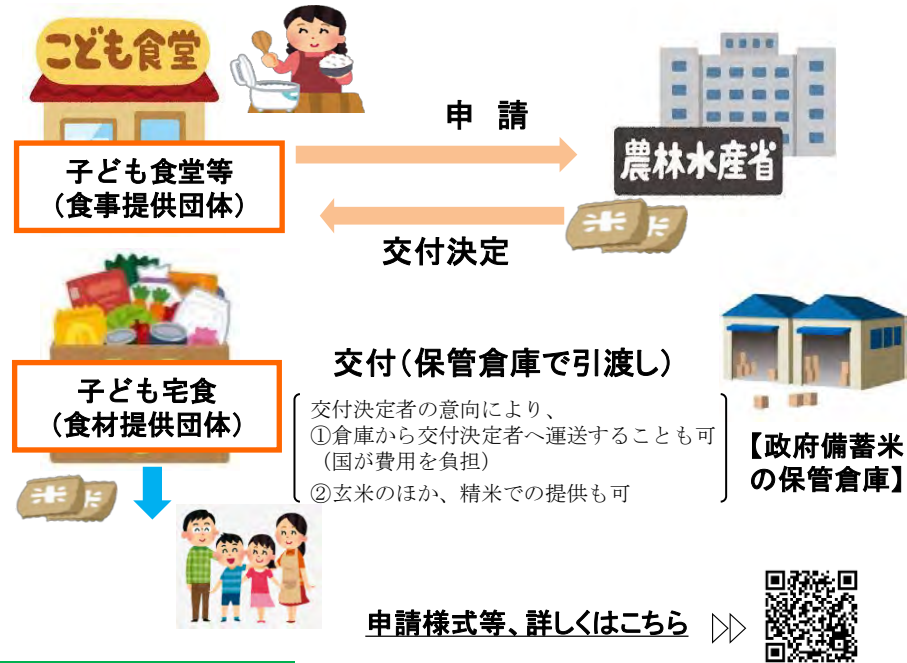
- ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」
又は「公的支援を受けている団体」
- ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」

申請方法

- 農林水産本省又は地方農政局等へ申請。 ※ 令和6年1月から各地方農政局等への交付申請書等の提出が可能となりました。

- ※ 中間団体が取りまとめて交付申請書を提出することも可能。(交付は、各食事提供団体等に対して直接交付。)
- ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
- ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの活動単位での申請が可能。

事業スキーム



お問い合わせ先

担当		連絡先	
農林水産省 農産局 穀物課 米麦流通加工対策室		03-3502-7950	
担当	連絡先	担当	連絡先
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111 内線(4112)	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0406	九州農政局 生産振興課	096-300-6219
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海農政局 生産振興課	052-223-4623		

消費・安全対策交付金のうち 地域での食育の推進

【令和6年度予算概算決定額 1,720(2,006)百万円の内数】

<対策のポイント>

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、**地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進**します。その際、**農林漁業体験機会の提供の取組に加えて他の取組も行う食育活動を優先的に支援**します。

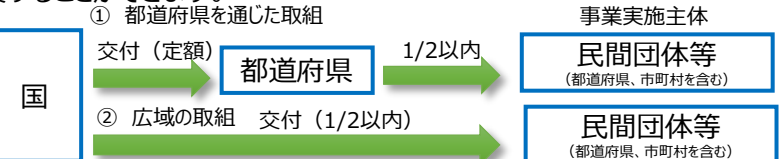
<事業目標>

食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

- 1. 食育を推進するリーダーの育成**
地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。
 - 2. 農林漁業体験機会の提供**
食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。
 - 3. 地域における共食の場の提供**
地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。
 - 4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及**
学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。
 - 5. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上**
環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識調査、セミナーの開催等を支援します。
 - 6. 食品ロスの削減**
食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの開催を支援します。
 - 7. 地域食文化の継承**
地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。
- (注) シンポジウム、展示会、交流会等の開催
食育の推進に係るシンポジウム、展示会等の開催、食育の課題解決に向けた交流会、セミナー等の開催を支援します。この取組は、1～7の取組を行った上であわせて支援することができます。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

目標 (食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連)

- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承



- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上
- ・地場産食材の活用割合の増加等

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

89億円
86億円
※内数を除く



文部科学省

令和5年度補正予算額 51億円

- ・不登校児童生徒は10年連続増加（令和4年度の小・中・高等学校の不登校児童生徒数：約36万人）しており、憂慮すべき状況。
- ・90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が5.9万人存在。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。
- ・令和5年10月、総理大臣から不登校等の緊急対策を経済対策にも盛り込むよう指示があり「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」をとりまとめ、COCOLOプランの取組を前倒しで実施。

不登校の児童生徒全ての
学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる
環境を整えます。

学びの多様化学校（※）の設置促進 2億円（1億円） ※令和5年8月に名称変更

- ・学びの多様化学校の設置準備（補助上限約500万円）
- ・令和6年度に指定される学びの多様化学校の設置後の運営支援（補助上限額約400万円）【新規】
- ・SC・SSWの配置充実（自治体の配置の工夫により、最大週40時間の配置も可能）
- ・不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）
（学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等）
- ・学びの多様化学校の教育活動の充実に関する調査研究
- ・廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設（令和9年度まで）【新規】683億円の内数

校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置促進 29億円

- ・校内教育支援センター（SSR）の設置促進【新規】（★）
- ・学習指導員等の配置充実【拡充】 121億円の内数（91億円の内数）

教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化 5億円

- ・教育支援センターのICT環境の整備【新規】（★）
- ・教育支援センターの総合的拠点機能形成に係る調査研究【新規】（★）

多様な学びの場、居場所を確保等

- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- ・不登校児童生徒支援協議会等の設置及び教職員研修会等の実施
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 0.7億円の内数(0.8億円の内数)
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業【新規】1.2億円の内数
- ・不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進【新規】1億円(★)



1



心の小さなSOSを見逃さず、
「チーム学校」で支援します。

1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 10億円

- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進（全都道府県・指定都市等）【新規】（★）

「チーム学校」による早期支援を推進 84億円（82億円）+7億円

- ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充
- ・SC・SSWによる緊急相談支援（★）

一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

- ・SC・SSWの配置（再掲）、保護者学習会等の実施を支援



2



学校の風土の「見える化」を通し
て、学校を「みんなが安心して学
べる」場所にします。

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

- ・校内教育支援センターの設置促進（★）及び学習指導員等の配置充実（再掲）

快適で温かみのある学校としての環境整備

- ・公立小・中学校等の施設整備を行う自治体に対し、その一部を支援 683億円の内数（687億円の内数）（★）



3

（★）については令和5年度補正予算において措置

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

老健局

認知症施策・地域介護推進課（3986）

令和6年度概算要求額 事項要求 1,933億円（1,933億円） ※（）内は前年度当初予算額

令和4年度予算額 1,928億円

交付決定額 1,759億円（執行率91.3%）

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)

② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、**地域介護予防活動支援事業**、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、**認知症施策の推進**、
地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、**家族介護支援事業**等

農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園※**の開設、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、全国的な展開に向けた**普及啓発**、都道府県による**専門人材育成の取組**等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の**農林水産業に関する技術習得**、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、**移動式トイレの導入**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（簡易整備、高度経営、介護・機能維持の場合は上限150万円、経営支援の場合は上限300万円、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額にそれぞれ40万円加算）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な横展開に向けた取組**、**農福連携の定着に向けた専門人材の育成**等を支援します。

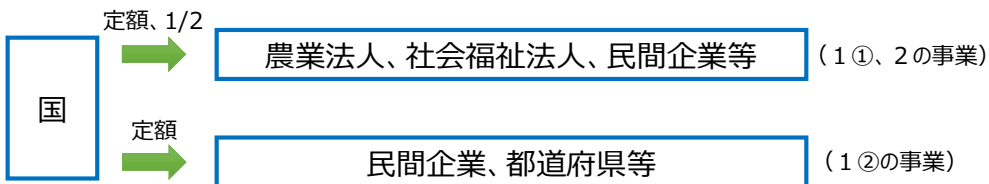
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設**、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（簡易整備の場合は上限200万円、高度経営の場合は上限1,000万円、経営支援の場合は上限2,500万円、介護・機能維持の場合は上限400万円）】

<事業の流れ>



1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の開設

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

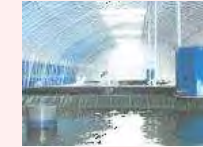
2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

○ 食品アクセス確保対策推進事業

【令和6年度予算概算決定額 12（－）百万円】
（令和5年度補正予算額 150百万円）

<対策のポイント>

食品アクセスの確保に向けた取組を推進する体制の構築に向けて、**地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援**します。

<事業目標>

食品アクセス確保の推進に向けた体制の構築を目指すプランの作成

<事業の内容>

地方自治体を中心に、社会福祉協議会、JA、食品事業者、NPO、フードバンク、子ども食堂、子ども宅食等の地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組む体制の構築に向けて、**地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援**します。

<調査・分析の例>

- 地域における買い物困難者や経済的理由により十分な食料を入手できない者の分布等に関する調査・分析
- 地域の食品事業者等における食品ロスの活用状況に関する調査・分析
- 地域の生産者・食品事業者とフードバンク、子ども食堂等のマッチングの現状・ニーズに関する調査・分析

【事業期間：1年間、補助率：定額（上限：300万円／か所）】

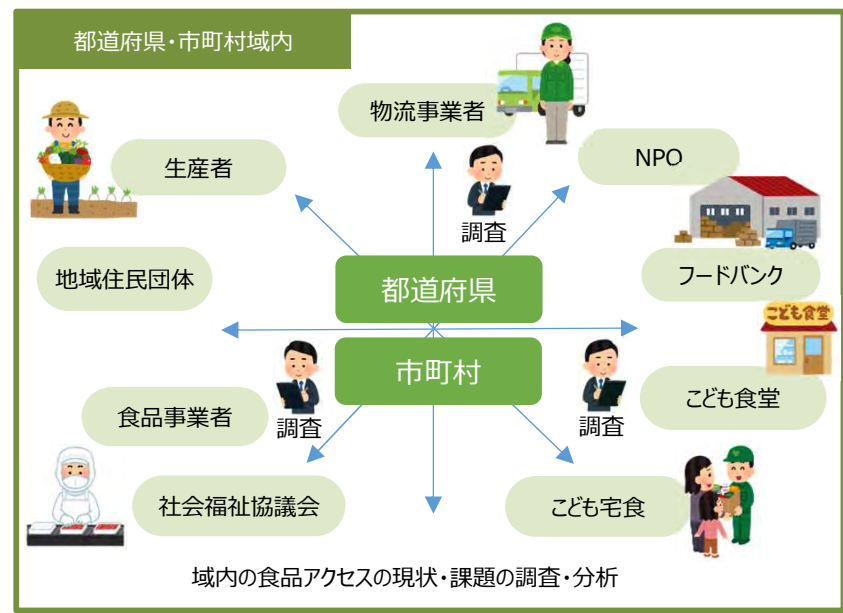
（参考）食品アクセス緊急対策事業【令和5年度補正予算額 150百万円】

- ① 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置や地域の現状・課題の調査、課題解決に向けた計画の策定・実行（例：フードバンク、子ども食堂等の新設、取組拡大に必要な冷蔵庫や保冷車両等のリースや人材育成のための研修の実施等）といったモデル的な取組を支援します。
- ② 相談窓口の設置等により、地域における課題解決のための取組を支援するとともに、先進的な事例を活用することで、取組の全国展開を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



食品アクセス確保の推進に向けた体制の構築を目指すプランの作成

食品アクセス確保の推進に向けた体制の構築

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※853市区町村で、おおむね小学校区単位に7,207団体が形成（令和4年度調査）

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査 等

○全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業

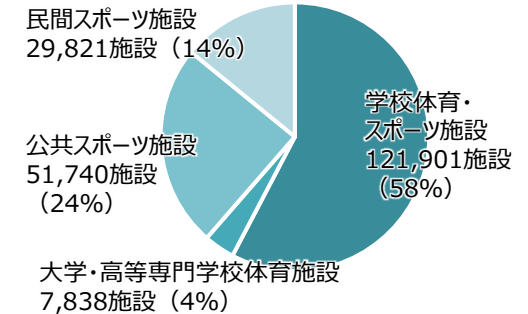
令和6年度予算額（案） 58,000千円
（前年度予算額 58,008千円）



現状・課題

● 地域の施設の老朽化、財政の制約、人口減・少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に応じ、スポーツ施設の計画的なストックマネジメントの下で、地域において誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的・質的な充実が、なお一層求められている。

● 持続可能な地域におけるスポーツ環境を確保、充実していくため、公立スポーツ施設だけでなく、学校体育施設・民間スポーツ施設など既存ストックをフル活用するとともに、誰もがアクセスでき、地域でより活用される、誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりについてのソフト面での事業を総合的に実施・推進する。



[出典]令和3年度体育・スポーツ施設現況調査

事業内容

事業実施期間 令和元年度～

地域における誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり

社会体育施設



① 地域の核となりうる新たなスポーツ施設のあり方検討事業

新規

● 地域の核となりうる施設への転換を図るため、ケーススタディを通して、財務的評価のみでは測れない社会的価値（経済・社会・環境面などの価値）の可視化や新たな官民連携のあり方（複合化・集約化や新たな仕組み（PFS/SIB等）の検討を行う。

10百万円
国→民間団体

地域・学校施設
一体化構想

学校体育施設



② 学校体育施設の有効活用推進事業

拡充

● 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を踏まえ、これまでの取組を検証し、モデルとなる先進事例の形成を進めるとともに、民間企業等による有効活用促進を通して、地域の核となりうる学校体育施設のあり方について具体化を行う。

24百万円
国→民間団体

地域アリーナ
構想

民間スポーツ施設



③ 民間スポーツ施設の持続的な経営に向けたあり方検討事業

● 町道場等の民間スポーツ施設*の持続的な経営の実現に向け、モデル事業の実施等を通じて、地域のスポーツの場として公共的な観点から活用する方策を構築する。

*個人所有の町道場や球技場、企業所有の福利厚生施設を想定

12百万円
国→民間団体

オープンスペース等



④ 誰もがアクセスできる場づくり促進に向けた都市のあり方検討事業

● ケーススタディを通して、誰もがスポーツにアクセスできる都市のあり方の検討を行い、その実現に向けた計画の構成案を策定し、セミナー等を通じて、地方公共団体等に普及啓発を図る。
● バーチャルスポーツを活用したまちづくりの展開に向けた検討を行う。

12百万円
国→民間団体

担当：スポーツ庁参事官（地域振興担当） 付

地域のスポーツ環境基盤強化(日本スポーツ協会補助)

令和6年度予算額(案) 86,906千円
(前年度予算額 86,906千円)



背景・課題及び事業目的

子供から高齢者まで多様な人々がスポーツに親しみ、ウェルビーイングの実現につなげるためには、地域全体でスポーツを「する」「みる」「ささえる」「あつまり、ともに、つながる」活動の活性化が必要。

このため、地域の課題・ニーズに応じた運動・スポーツの機会を地域住民に提供できるよう、地域スポーツ環境の基盤強化に対する支援を行う。

事業内容

●地域のスポーツ環境整備を推進するための中央協議会の設置等

地域のスポーツ環境整備を推進する場として、日本スポーツ協会を中心に、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の地域スポーツ関係者、競技団体、有識者等で構成する中央協議会を設置。

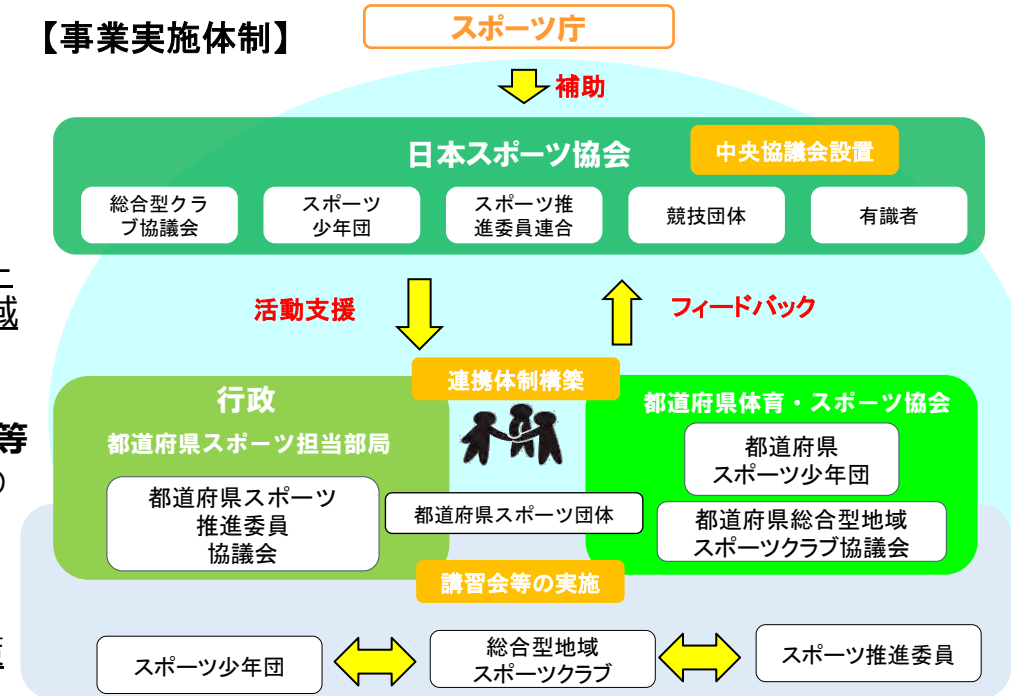
「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の認証基準や地域スポーツの中に部活動を取り込み最適な環境を構築する方策等を検討し、地域と連携した取組を進める。

●地域のスポーツ環境整備に向けた取組を加速させる連絡会議の設置等

各地域の課題解決に向けた連携体制を構築するため、地方自治体の体育・スポーツ協会、地方自治体、地域の競技団体の関係者で構成する連絡会議を設置。

中央協議会で検討された「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」や地域スポーツの中に部活動を取り込み最適な環境を構築する方策等に係る取組を加速させる。

【事業実施体制】



アウトカム

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度等を通じ、身近で、安心安全かつ効果的にスポーツを楽しむことができる環境が創出される。

インパクト (国民・社会への影響)

地域住民がスポーツに親しむ機会が充実し、スポーツ参画人口が拡大することで、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができる。

地域スポーツクラブ活動体制整備事業等

令和6年度予算額（案） 2,738,192千円
（前年度予算額 2,470,899千円）



スポーツ庁

令和5年度補正予算額 1,431,951千円

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 10億円（10億円） 14億円 [令和5年度補正予算額]

委託・拡充

各都道府県・市区町村の地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例



- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ協会、競技団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - まちづくり・地域公共交通
- 面的・広域的な取組**
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を越えた取組
- 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- 参加費用負担支援等**
 - 困窮世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の活用等**
 - 効果的な活用や管理方法

※ 実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。
※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を超えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を充実。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

<主な政策課題>

- 多様なスポーツ体験の機会の提供
- 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用
- 体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用
- 学校体育施設の拠点化や社会体育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり
- 動画コンテンツ等の活用
- 多様なニーズに対応した大会の開催 等

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- 運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- 単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討 等



II. 中学校における部活動指導員の配置支援 15億円（12億円）

補助・拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒の二一歩を踏まえた充実した活動とする。（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※1

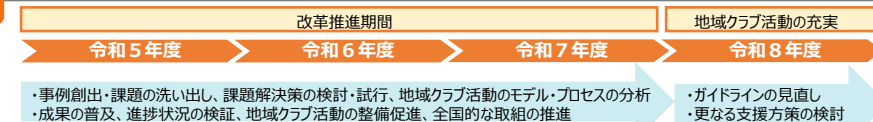
部活動指導員の配置を充実【13,000人】

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円（3億円）

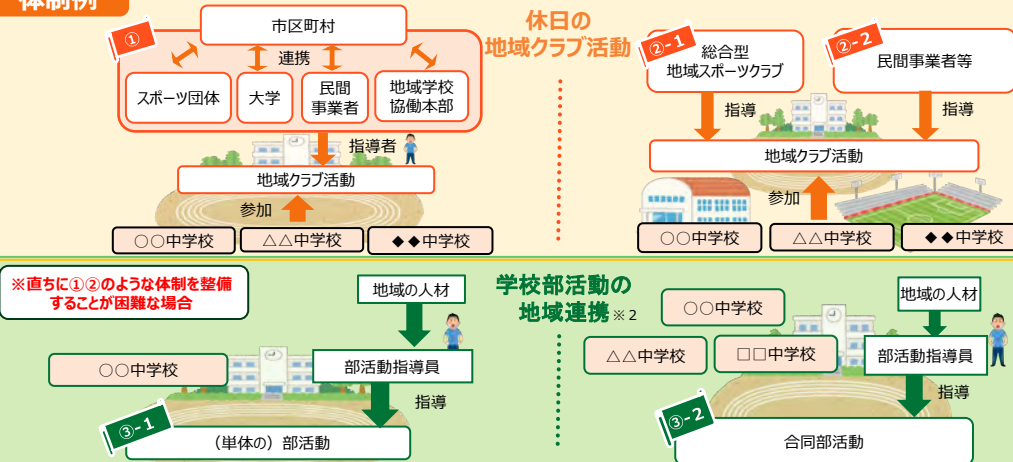
補助・委託

上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。
・公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等）
・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
・デジタル動画を活用した部活動・地域クラブ活動のサポート体制の構築（ポータル新設）

方向性



体制例



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。

※2 コミュニティスクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用。

※ 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。

地域スポーツ連携・協働再構築推進プロジェクト

令和6年度予算額（案）

14,718千円

（令和5年度予算額）

19,572千円



背景・課題及び事業目的

地域のスポーツ活動は、住民の体力や健康の保持増進だけでなく、地域コミュニティの維持にも重要な役割を果たしており、地域課題を解決するために、市町村・地域レベルで行政と関係者（学校、スポーツ関係団体、民間企業等）が連携体制を構築し、以下の取組等により、地域住民が、自走可能なものにしていくように実証事業で支援する。

【実施例】

- ・市町村・地域において行政と関係者（学校、スポーツ関係団体、民間企業等）が連携体制を構築。
- ・関係者をつなぐコーディネーター等を活用し、優秀な指導者を地域やクラブの枠を超えて活用する等それぞれのスポーツ団体や民間企業等の強みを活かした活動の展開。
- ・埋もれている多彩な指導者の発掘・創出による地域スポーツ推進体制の強化。
- ・地域住民が集まりやすく、気軽に活動できる地域スポーツ拠点の創出。
- ・地域の関係団体の強みや施設を活用し、様々なスポーツ活動を体験できるようなイベント・キャンプの開催 等

事業内容

- 受託先：都道府県
- 件数・単価：2都道府県×約700万円
- 費目：謝金、旅費、貸借料、消耗品、会議費等
- 下記4つの課題を選択し（複数選択可）、連携体制構築による地域課題解決を実施

① 既存スポーツ関係団体等のそれぞれの強みを生かしたスポーツ活動の展開

③ 既存公共施設等を活用した地域に根差したスポーツ環境の創出

② 多様な住民のニーズに対応できる多様な指導者の発掘・創出

④ スポーツを通じた地域における共生社会の実現に向けた取り組み



アウトプット（活動目標）

- 各関係団体の連携した取り組みの増加
- スポーツ活動に参加する住民の増加
- 多彩なスポーツ活動の展開
- インクルーシブなスポーツ活動の展開

アウトカム（成果目標）

- 初期（令和4年頃） 地域が抱える課題解決に向けた事例創出
- 中期（令和5～7年頃） 地域住民のスポーツ活動への意識の向上
- 長期（令和8年頃） 成人の週1回以上のスポーツ実施率の向上

インパクト（国民・社会への影響）

- スポーツを通じた地域コミュニティの活性化
- 明るく豊かで活力のある地域の創出
- 地域住民の医療費削減

現状・課題

スポーツ基本法では、スポーツは、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」とされており、スポーツに親しむ時間や環境の確保が求められている。

このため、第3期スポーツ基本計画に基づき、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行う。

これにより、20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70%になることを目指しつつ、東京大会によるスポーツの機運向上等を契機とした、多様な主体によるスポーツ参画を促進する。

事業内容

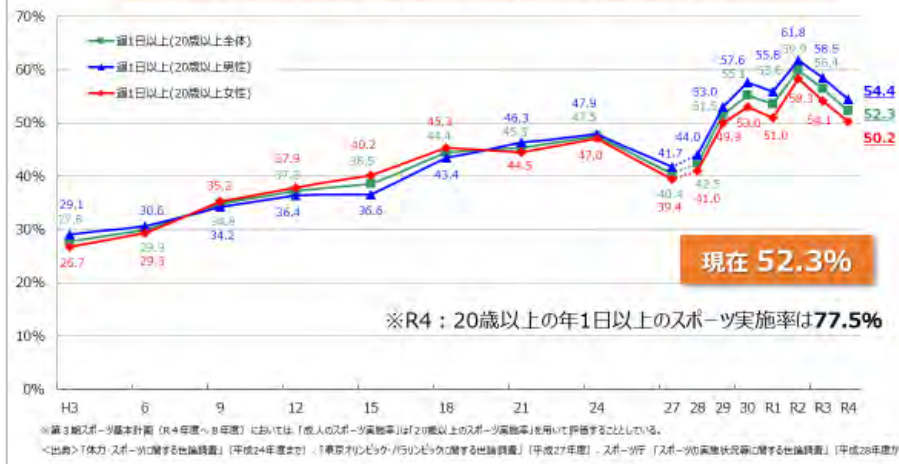
事業実施期間 令和2年度～

スポーツが生涯を通じて生活の一部となることで人生や社会が豊かになるという「Sport in Life」の理念に賛同いただいた民間企業、自治体、スポーツ団体等でコンソーシアムを構成。これを情報や資源のプラットフォームとして、働く世代をはじめとした国民のスポーツ実施を促進する。

また、スポーツ実施の効果(体力向上、健康増進等)を高めるためには、スポーツを支える土台としてのコンディショニングや、その方法としての目的を持った運動(エクササイズ等)を実施することが重要。このため、ハイパフォーマンス分野の取組と連携しつつ、先端技術を活用したコンディショニング基盤(データ測定・フィードバックの手法等)の実証研究を推進することにより、多くの国民が、ライフパフォーマンスの向上を目指し、多様なコンディショニングを気軽に行える環境を整備する。**(新規)**

20歳以上のスポーツ実施率の状況

第3期スポーツ基本計画の目標
成人の週1日以上(20歳以上)のスポーツ実施率: 70%
成人の年1回以上のスポーツ実施率: 100%に近づく



- ① コンソーシアムの運営及び加盟拡大、加盟団体の表彰・認定・連携促進、ムーブメントの創出、スポーツ人口の拡大に向けた取組モデルの創出
126,370千円 (131,870千円)

- ③ スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業 20,764千円 (83,056千円)

件数・単価	2箇所×10,382千円	交付先	大学等へ委託
-------	--------------	-----	--------

- ② 安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり
28,536千円 (32,004千円)

- ④ 先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究事業(ライフパフォーマンス分野) 70,152千円 **(新規)**

件数・単価	3箇所×19,924千円 1箇所×10,380千円	交付先	大学等へ委託
-------	------------------------------	-----	--------

アウトプット (活動目標)

加盟団体のうち優れた取組を行った団体の表彰数

令和3年度	令和4年度
12団体	9団体

短期アウトカム (成果目標)

Sport in Lifeコンソーシアム加盟団体数の増加

令和4年度目標 2,000団体
 →**令和4年度実績 2,483団体** (達成度124.2%)

中期アウトカム (成果目標)

スポーツエールカンパニーの認定団体数の増加

令和4年度目標 750団体
 →**令和4年度実績 915団体** (達成度122%)

長期アウトカム (成果目標)

20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率の向上

令和8年度目標 70%
 →**令和4年度実績 52.3%** (達成度74.7%)

運動・スポーツ習慣化促進事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

236,491千円
285,502千円）



現状・課題

運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々を含め、誰もが身近な地域で安全かつ効果的な運動・スポーツを日常的に実施するためには、**地域の体制整備が必要**である。また、地域には運動・スポーツの無関心層が一定割合存在している状況にあり、効果的に取り込む必要がある。さらに、多くの地方公共団体がこのような取組を行えるよう、本事業の**取組事例を積極的に共有することが必要**である。

事業内容

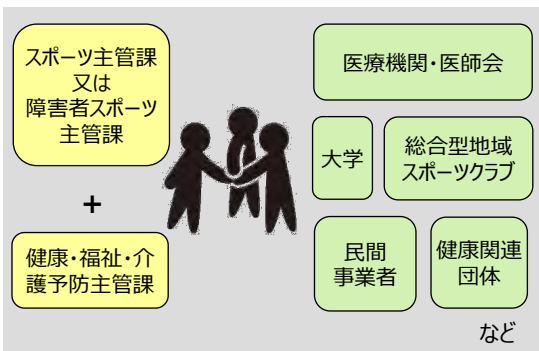
地域の実情に応じて**地方公共団体が行う**、多くの住民が安心して、安全かつ効果的な健康づくりのための**運動・スポーツを楽しく習慣的に実施するためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援**する。

事業実施期間 平成27年度～

交付先 都道府県、市町村 補助率 定額

体制整備の取組【必須事項】

行政（スポーツ主管課・障害者スポーツ主管課、健康・福祉・介護予防主管課等）や**域内の関係団体**（大学、医療機関、スポーツ団体、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる**連携・協働体制の整備**を行う。



習慣化させるための取組【必須事項】

以下の取組①～⑤のうち、いずれか一つ以上を選択の上、実施する。

- ① **医療と連携**した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- ② 要介護状態からの改善者を含めた、**介護予防**を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- ③ 地域住民の**ライフパフォーマンスの向上**に向けた目的を持った運動・スポーツを推進する取組 **（新規）**
- ④ **障害のある人が、ない人と一体となった形**での運動・スポーツの習慣化の取組
- ⑤ 以下いずれかのターゲットに係る主に**スポーツ無関心層**に対する地域における運動・スポーツの実施・習慣化に係る取組
ア. **女性**（妊娠期・子育て期を含む） イ. **働く世代**

追加実施事項【選択事項】

以下の取組①～⑤については、推奨事項とし、実施する場合に審査の加点要素とする。

- ① **相談斡旋窓口機能**（スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝えるワンストップ窓口を設置）
- ② **官学連携**（申請自治体の地域の大学等と連携し、その専門的知識や施設等を活用）
- ③ **複数の地方公共団体の連携・協働**
- ④ **運動・スポーツ関連資源マップの作成・活用**（地域の医療関係者等の協力の下、住民の健康状態に応じたスポーツ実施場所等の情報を見える化したマップを作成・活用）
- ⑤ **運動・スポーツの実施が社会保障費に及ぼす効果の評価** **（新規）**

運動・スポーツ習慣化に係る取組の全国的普及促進のためのセミナーの開催

アウトプット（活動目標）

本事業参画自治体数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
24件	25件	26件

短期アウトカム（成果目標）

- ① 本事業参加者の週1回以上のスポーツ実施率の向上
令和4年度目標 85% → **令和4年度実績 69.7%**（達成度82%）
- ② 本事業参加者のスポーツ継続意欲の向上
令和4年度目標 95% → **令和4年度実績 84.2%**（達成度88.6%）

長期アウトカム（成果目標）

20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率の向上
令和8年度目標 70%
→ **令和4年度実績 52.3%**（達成度74.7%）

障害者スポーツ推進プロジェクト

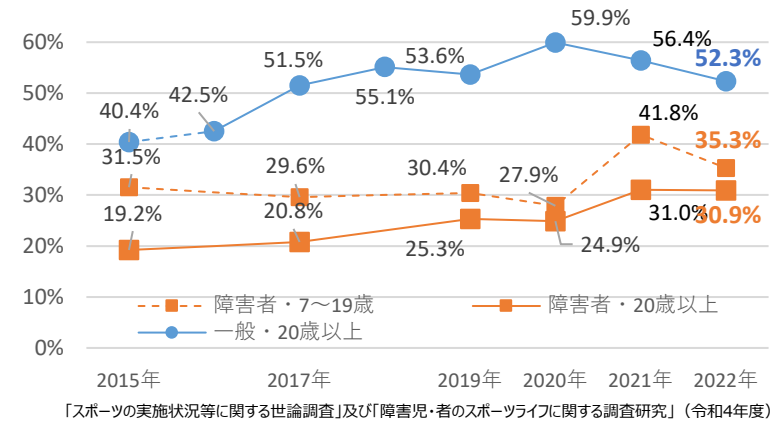
令和6年度予算額（案） 249,207千円
（前年度予算額 225,085千円）



現状・課題

- 東京2020パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリパラレガシーを更に継承・発展する観点から、**2024年神戸パラ陸上大会、2025年デフリンピック東京大会、2026年アジアパラ大会等が控えている好機を生かすべく、取組を加速する必要がある。**
- 第3期スポーツ基本計画、障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書、障害者スポーツ振興WG中間とりまとめを踏まえ、
 - 障害のある人ない人がともにするスポーツ環境づくり、**
 - 障害者のスポーツに向けた障壁解消、**
 - 障害者スポーツ団体の基盤強化に向けた民間連携促進や地域におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部局の連携体制の整備促進、**
 - 無関心層対策として、特別支援学校等の児童生徒のスポーツ活動環境の充実** に取り組む。

事業開始 平成30年度～



事業内容

- **コンソーシアムの運営、加盟団体の拡大・連携促進、ムーブメントの創出、障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業**

128,919千円（135,168千円）

障害者スポーツ団体の組織強化に向けて、障害者スポーツ団体と民間企業や地方公共団体等から構成されるコンソーシアムを構築・運営し、意見交換会の企画・運営、企業認定マーク・表彰制度の検討、障害者スポーツに関する情報収集・発信に取り組むとともに、障害者スポーツ団体と民間企業等の連携したモデル事業を実施する。

- ・コンソーシアムの運営等（新規）
【モデル事業メニュー】
- ・企業と競技団体による障害者スポーツ大会や特別支援学校等が参加する全国大会の整備（拡充）
- ・デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備
- ・オープンスペースを活用したユニバーサルスポーツの実施環境の整備
- ・地域の課題に対応した障害者に対するスポーツの振興、実施環境の整備

対応課題 ① ② ③ ④ 委託先 地方公共団体または法人格を有する団体

- **重度障害者等のスポーツ実施環境整備に係る実証事業 10,658千円（新規）**

情報通信技術を活用して、重度障害者が日常の生活空間で手軽にスポーツができるよう、実施環境の整備に向けた実証事業を行う。

対応課題 ② 委託先 法人格を有する団体

- **特別支援学校における運動・スポーツ活動の促進**
- **総合型地域スポーツクラブ等における障害者スポーツメニューの新設等に係る支援**
- **社会福祉施設等における障害者のスポーツ活動実践**

49,481千円（59,437千円）

特別支援学校等の児童生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保するため、①特別支援学校を拠点とするクラブチーム、②総合型地域スポーツクラブ、③社会福祉施設等にスポーツ活動ができる環境を整備するほか、特別支援学校の運動部活動の実態把握を行う。

対応課題 ④ 委託先 地方公共団体または学校法人等

- **スポーツ実施状況・阻害要因等の把握、振興ツール創出等のための調査研究事業 38,721千円（29,721千円）**

- ・障害者のスポーツ実施状況、阻害要因等の把握分析
- ・障害者スポーツの指導・普及等のための競技別マニュアル等の作成（拡充）
- ・精神障害者等の実態把握が十分でない障害種に関する調査研究

対応課題 ② ③ 委託先 法人格を有する団体

- **装具利用者のスポーツ実施を支える障害者スポーツ用装具開発 20,669千円（新規）**
装具利用者がスポーツ活動をするために様々な困難があることから、スポーツ用装具について開発する。

対応課題 ② 委託先 法人格を有する団体

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

令和5年度予算：545億円の内数、令和6年度予算：531億円の内数

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援・情報発信等、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組、⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。

【事業内容】

- ①地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②住民主体の活動支援・情報発信等
- ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
- ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

【実施主体】

市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県も可)

【負担割合】

- ①～④：国1/2、実施主体1/2
- ⑤：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※地域の実情に応じて、1つまたは複数の事業を実施する

【事業イメージ】

ニーズの把握

1. 地域住民のニーズ・生活課題の把握

→「困りごと」を抱える方の早期発見や地域のニーズの把握を行う。



早期発見
・把握

2. 住民主体の活動支援・情報発信等

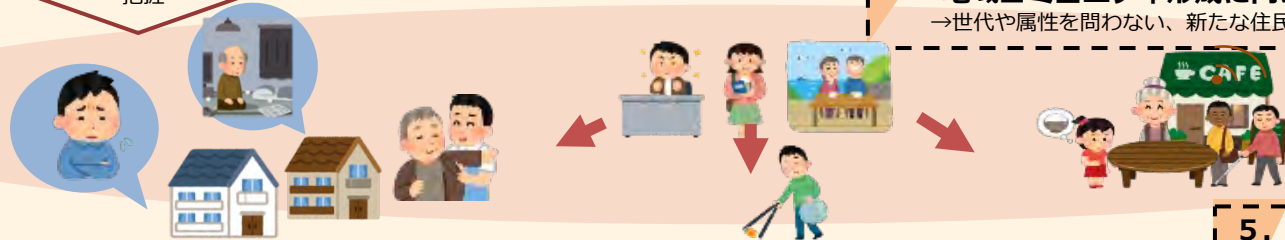
→学生や定年退職後の方など地域の住民が主体的に活動しやすい環境を整える。



住民活動の活性化

3. 世代や属性を問わない地域コミュニティ形成に向けた「居場所づくり」

→世代や属性を問わない、新たな住民同士の関わりを促す



多様な社会資源の連携

4. 多様な担い手がつながるプラットフォームの展開

→多様な社会資源が、地域における課題や学び、地域の資源などを共有し、新たな気付きを得て地域に還元する

5. 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

→地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業を実施する



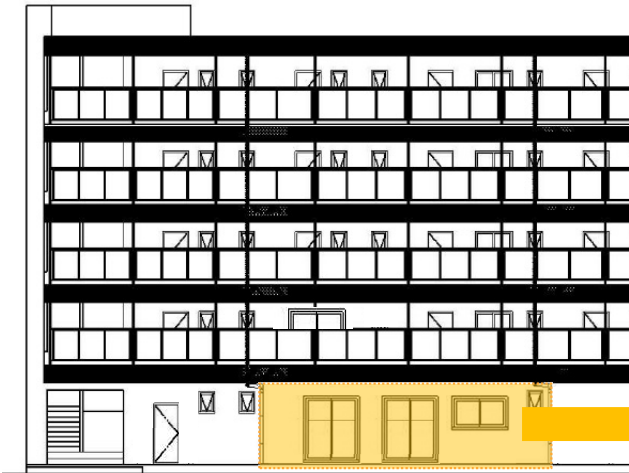
公営住宅等における交流スペースの設置支援

令和6年度当初予算案
: 社会資本整備総合交付金 5,064.53億円の内数
: 防災・安全交付金 8,706.52億円の内数
: 地域居住機能再生推進事業 249.94億円の内数
: スマートウェルネス住宅等推進事業 167.40億円の内数

交流スペースの設置支援

孤独・孤立対策として、公営住宅、セーフティネット登録住宅、サービス付き高齢者向け住宅に交流スペースを設置する場合の整備費用を支援

<公営住宅>



公営住宅の建替えにあわせて設置したり、一部を改修して導入

<交流スペース>



<セーフティネット登録住宅> <サービス付き高齢者向け住宅>



セーフティネット登録住宅の一室やサービス付き高齢者向け住宅の一部を改修して導入

地域住民を含め、孤独や孤立を抱えやすい単身高齢者やひとり親世帯等が、気軽にかつ自由に利用できる交流の場として活用

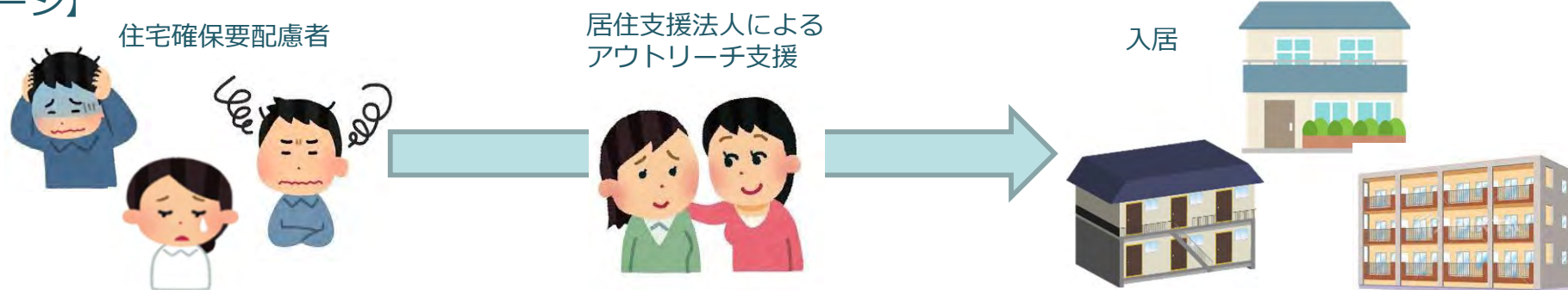
居住支援法人等に対する活動支援

令和6年度当初予算案
 : 居住支援協議会等活動支援事業 10.81億円
 : 社会資本整備総合交付金 5,064.53億円の内数
 : 防災・安全交付金 8,706.52億円の内数
 : スマートウェルネス住宅等推進事業 167.40億円の内数
 令和5年度補正予算
 : 居住支援協議会等活動支援事業 2.20億円

居住支援法人への支援①：居住支援協議会等活動支援事業

アウトリーチ型の支援（路上生活者等に対する声掛けなど、支援を必要としている方に対して出向いて働きかけを行う支援）等を行う居住支援法人に対して支援

【事業イメージ】



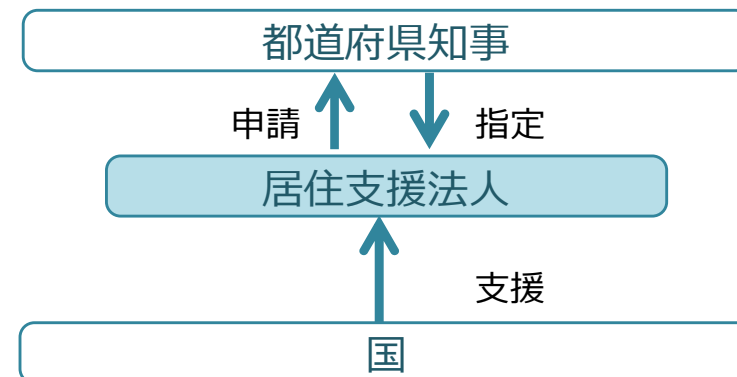
居住支援法人への支援②：セーフティネット登録住宅改修事業

居住支援法人が見守り付きセーフティネット登録住宅として運営するために要する準備経費（住宅確保要配慮者の居住安定に必要な工事期間の借上げ費用）について支援

居住支援法人について（741者が指定（R5.9.30時点））

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・ 指定される法人は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社 等

【制度スキーム】



公的賃貸住宅の空き住戸を活用した生活支援と連携した住まいの提供

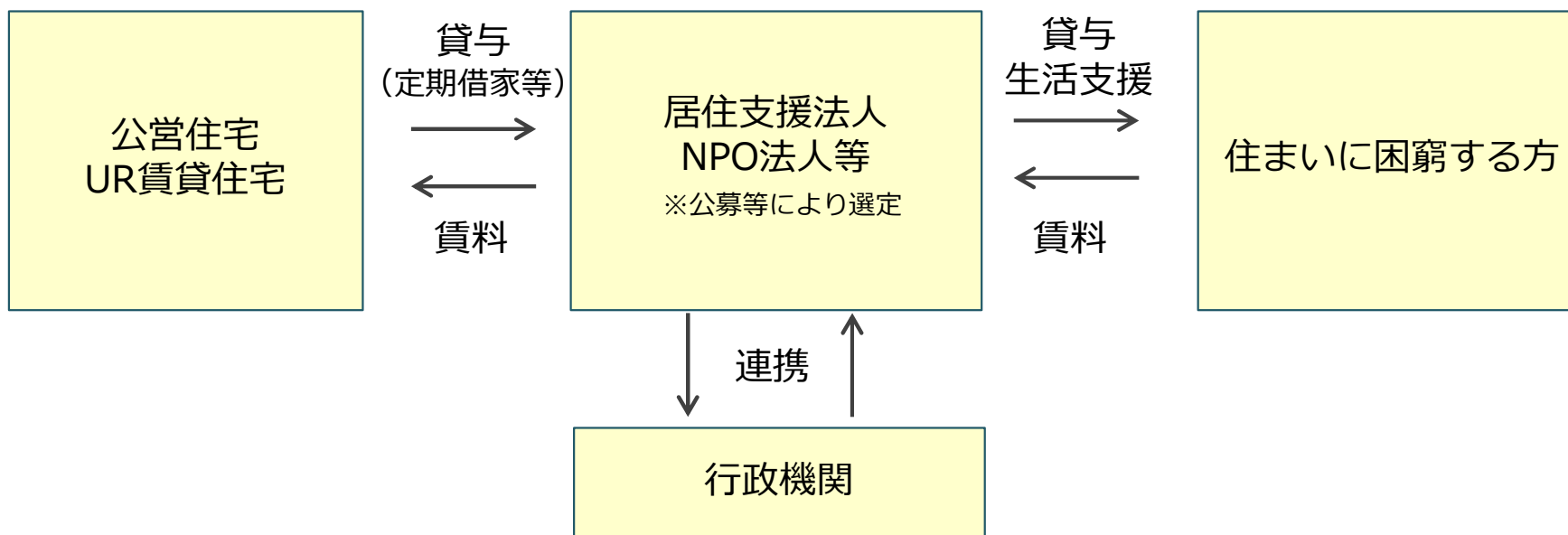
概要

- 公営住宅やUR賃貸住宅の空き住戸を、居住支援法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与し、当該居住支援法人等が住まいに困窮する方々に転貸するなど、居住支援法人等の生活支援と連携した住まいの提供を推進する。

事業スキーム

- 公営住宅については、本来入居対象者の入居を阻害しない範囲で、空き住戸を活用。目的外使用に当たり大臣承認手続きを簡素化（地方整備局等への事後報告で可）（令和3年4月1日施行）。
- UR賃貸住宅については、URが居住支援法人等に対し、一定期間、低廉な家賃で空き住戸を貸与。居住支援法人等が、住まいの提供や就労等を見据えた居住者の自立支援等を実施。
※UR賃貸住宅の本来の入居希望者への供給やUR全体の経営に支障が生じない、かつ、現入居者に著しい影響のない範囲で行う。

<スキーム例>



重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

令和6年度当初予算案

【包括的相談支援事業】	374億円	(213億円)	※()内は前年度当初予算額
【地域づくり事業】	116億円	(82億円)	※()内は前年度当初予算額
【多機関協働事業等】	53億円	(27億円)	※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加を見込みつつ（R6は346市町村で実施する予定）**、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
42	134	189	346

ストーカー・DV事案等の被害者等の一時避難に係る経費

ストーカー・DV事案等への対応に当たっては、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講じる必要がある。一方で、この種事案の被害者は、その置かれた状況や経済的負担を理由に避難を躊躇する例が見られるところ、これらの被害者等の安全を確保し、被害の未然防止・拡大防止を図るため、ホテル等への一時避難に伴う費用を予算措置している。

対象者

ストーカー・DV事案等に関し、危険性・切迫性が高い場合において、被害者と加害者の関係、被害者等の状況等から、関係機関の施設や親類・知人宅等への避難が適さないと認められる被害者等（安全確保のために避難を要すると認められる被害者の密接関係者を含む。）

宿泊施設

被害者等を一時避難させる宿泊施設等については、被害者の状況、地域の実情等を勘案し、ホテル等の宿泊施設のみならず、ウィークリーマンション、公営住宅等の部屋の一部借上げ、公的・民間施設の利用等を含む。

東日本大震災の被災者への見守り・相談支援等の推進（復興特会）

項	目	令和5年度予算額	令和6年度予算案
(項)東日本大震災復興支援対策費	(目)被災者支援総合交付金	102億円の内数	93億円の内数

【要求要旨】

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災三県等が実施主体となって、以下のような被災者の日常生活を総合的に支援する「被災者見守り・相談支援事業」を引き続き推進する。
 - ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
 - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

【事業のイメージ】



非行少年を生まない社会づくり

「犯罪の起きにくい社会づくり」と「少年の健全育成」

令和6年度予算案
33,926千円

犯罪の起きにくい社会づくり

- 平成14年の最悪期以降の犯罪抑止対策の結果、刑法犯認知件数は大きく減少したが、治安の改善はいまだ道半ば
- 真に犯罪の起きにくい社会の実現に向け、社会の規範意識の向上と絆の強化が不可欠
- 中でも、社会的に孤立して自らの居場所を見出せない人々を支援するための取組が絆を強化し、将来に向けた犯罪抑止の基盤を形成

非行少年を生まない社会づくり

【令和4年中における概況】

- ・ 少年による社会の耳目を集める凶悪事件が後を絶たない
- ・ 大麻事犯の検挙人員は過去最多を更新した令和3年から減少するも、高水準で推移
- ・ 特殊詐欺に関与する少年の検挙人員は高水準で推移、受け子の5人に1人が少年
- ・ 刑法犯少年の再犯者率は依然として3割超

「第二次再犯防止推進計画」の閣議決定 (令和5年3月17日)

- ・ **非行少年に対する立ち直り支援等に関する施策**

少年は次代を担う存在

「少年の健全育成」を通じた将来にわたる治安基盤づくり

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

- **支援を必要としている少年及び保護者に対して、積極的に連絡をとり、立ち直りを支援**
- ・ 継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談への助言等を実施
- ・ 大学生ボランティアを始め、少年警察ボランティア等と協働し、修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施

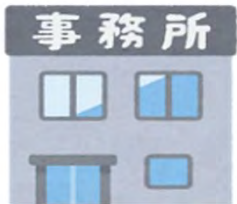
少年を見守る社会気運の向上

- **少年を取り巻く地域社会の絆の強化と少年の規範意識の向上**
 - ・ 自治体、企業、各種地域の保護者会等に対する幅広い情報発信
 - ・ 少年警察ボランティア等の協力を得た、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じた大人と触れ合う機会の確保
- **万引き等の初発型非行を防止するための官民連携した対策**
- **非行防止教室の開催**

更生保護就労支援事業

【R6予算(案)額 6,299,915千円の内数】

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業



更生保護就労支援
事業所

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和5年度現在 **全国27庁**で実施（札幌、釧路、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、熊本、沖縄）

就職活動支援業務

矯正施設
収容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務

協力雇用主



刑務所出所者等



出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 職務内容の設定
- 適切な指導方法など
- 対人関係の向上
- 良好な勤務態度の醸成など

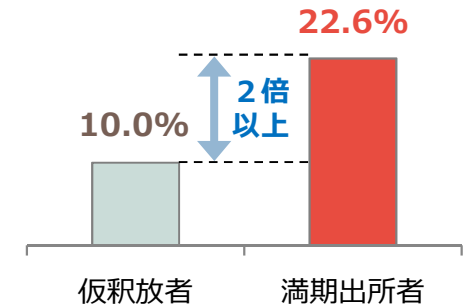
訪問支援事業について

【R6予算(案)額 6,299,915千円の内数】

背景・導入の経緯

- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「**フォローアップ事業**」を開始（H29年度～）
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**

＜R2年出所者2年以内再入率＞



アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

概要

実施施設

全国 11 施設を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置
[函館、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、京都、大阪、岡山、広島、福岡、熊本]

対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

支援の方法・内容

訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問**するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導
- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援

…等



緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）の概要

更生保護施設

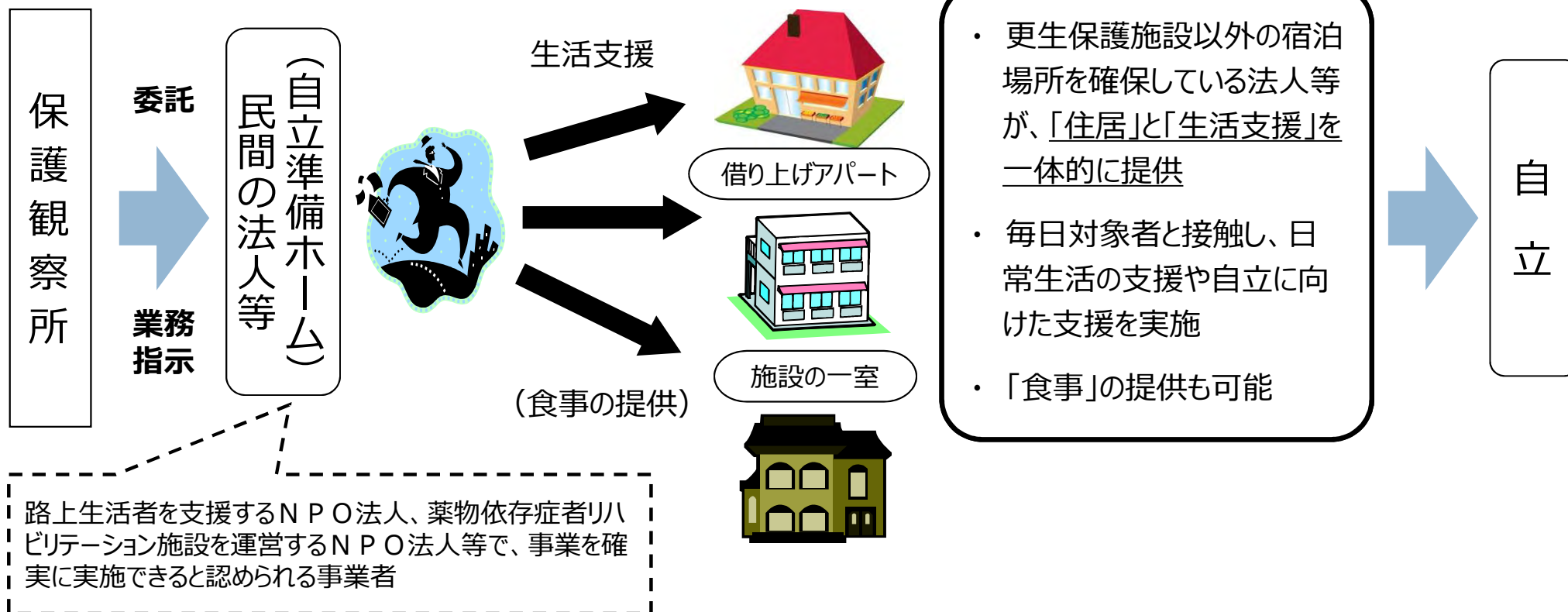
【R6予算(案)額 6,299,915千円の内数】

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

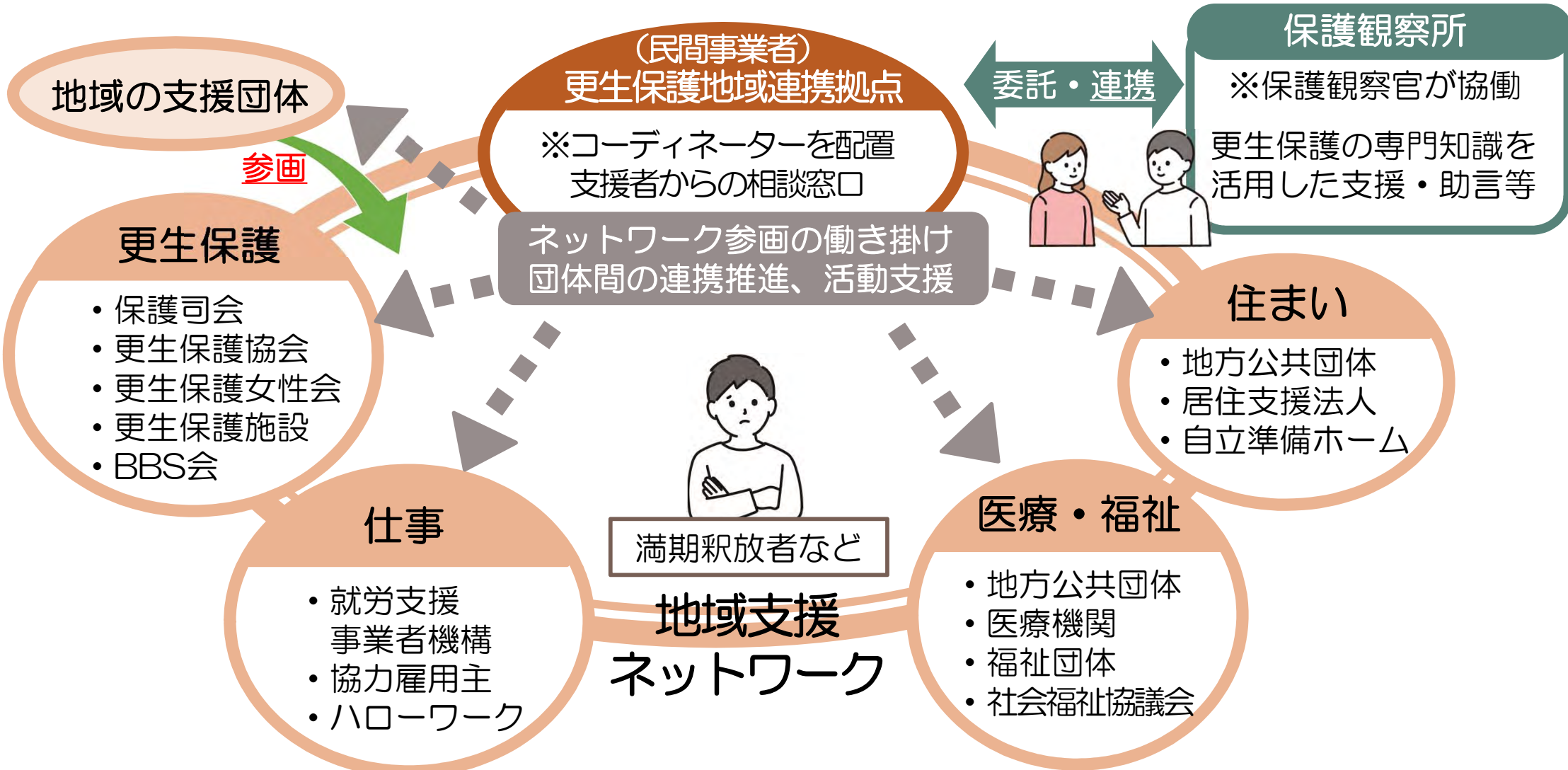
緊急的住居確保・自立支援対策



更生保護地域連携拠点事業の実施イメージ

【R6予算(案)額 6,299,915千円の内数】

- 関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者が、保護観察所から委託を受けて実施
- 令和4年10月から、全国3庁（旭川、さいたま及び福井保護観察所）で実施



頼れる人や居場所がなく、孤立しやすい満期釈放者などを地域全体で支えます。

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（内閣府孤独・孤立対策推進法施行準備室）

6年度概算決定額 0.4億円
（新規）

事業概要・目的

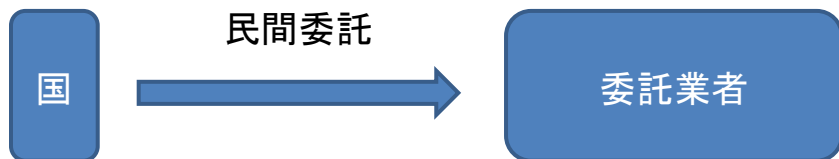
○我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、過年度に引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（以下「全国調査」という。）を実施します。

全国調査は、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）における「全国調査とPDCAの取組を推進すること」との指摘等を契機として始めた調査であり、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）においても、「調査結果を踏まえた上で施策を進める」として、調査結果の活用が指摘されています。

事業イメージ・具体例

- 調査対象：全国・全世代の個人
- 調査方法：統計的な手法で抽出した個人に対して調査票を郵送し、郵送又はWEBフォームにより回答を回収します。
- 調査主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により業者を決定します。
- 調査事項：孤独に関する事項、孤立に関する事項、属性情報、その他関連項目等
- 調査期間：12月～1月（調査基準日：12月1日）

資金の流れ



期待される効果

- 我が国における孤独・孤立の実態を把握することで、関連行政諸施策の企画立案又は評価に資するデータを提供します。
- 全国調査を毎年定期的実施することで、学術研究等にも有用なデータを提供します。

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和6年度予算額（案） 70百万円
（前年度予算額） 75百万円



文部科学省

背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約30万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [61百万]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R6目標：**1,000チーム**

②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

- 相談対応や情報提供を実施。[8百万]
- 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万]

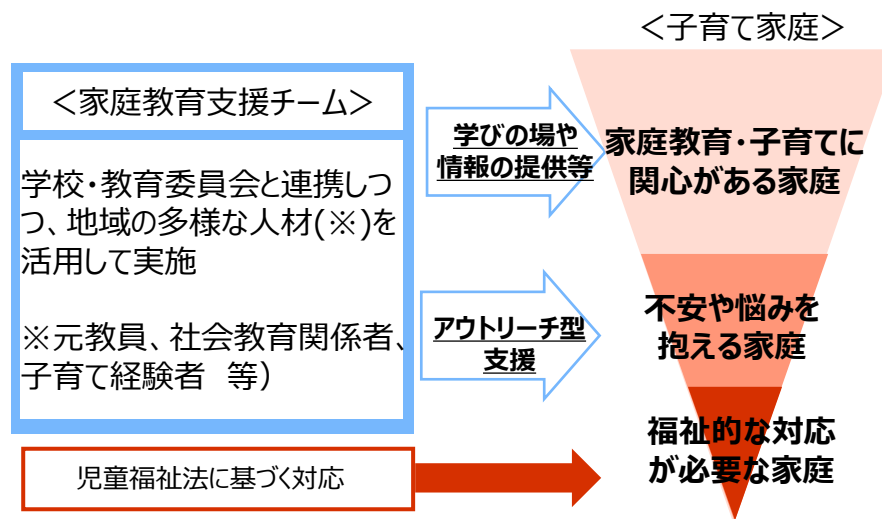
→ R6目標：**100チーム**

- 事業開始：平成27年度～

骨太の方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

4. 包摂社会の実現 （孤独・孤立対策）

日常の様々な分野で緩やかなつながりを築ける多様な「居場所」づくりなど孤独・孤立の「予防」、アウトリーチの取組、社会的処方活用の活用、ひきこもり支援、新大綱に基づく自殺総合対策など重点計画の施策を着実に推進する。



アウトプット（活動目標）

- ・家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。（R3:29.9%）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

令和6年度当初予算案 46億円 (48億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	7/10		3/10

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和5年度177か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画を作成。**
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談等も可能。**
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- **地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。**



令和6年度当初予算案 0.8億円（令和5年度当初予算額：0.8億円）

1. 施策の目的

・困難を抱えるこども・若者に対する分野横断的な支援体制である「子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という）及びこども・若者の相談にワンストップで応じる拠点である「子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という）の設置の促進や機能の向上を図る。また、困難を抱えるこども・若者を支える相談体制やアウトリーチ（訪問支援）の充実等のため、それらに従事する支援者の養成等を図る。

2. 施策の内容

【事業概要】

- ・協議会・センターの設置促進等に向けた地方公共団体への支援の実施 ①
 - ・既設の協議会・センターの代表者会合、未設置地域等での啓発会合の開催 ②
 - ・既設のセンター等で相談業務に従事する者の資質向上等を目的とした研修の実施 ③
- （※協議会・センターは子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に設置の努力義務有り）

【具体的内容】

〔①関係〕

・協議会・センターに係る支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーから助言を受ける機会の提供や、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催等への支援を実施。

〔②関係〕

・協議会・センターの運営の中心を担う者の参集を求め、意見交換・グループワーク等を通じて全国レベルでの課題の共有や相互連携の深化を図る代表者会合（全国サミット）を開催する。また、協議会・センターの未設置地域等において、設置に関する相談や助言、先進地域の事例紹介等を行う啓発会合（地方キャラバン）を開催。

〔③関係〕

・ i)センターを始めとする公的機関や民間団体で相談業務に携わる職員向けの研修、 ii)アウトリーチ（訪問支援）を実践する現場の支援員を対象とした研修、 iii)各地域で社会貢献活動等をリードする若者を対象とした研修をそれぞれ実施。

3. 実施主体等

実施主体：国

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和6年度予算案：5.8億円の内数

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和6年度予算案：4.4百万円

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。※令和4年12月に成立した改正精神保健福祉法については、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにされたところ。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

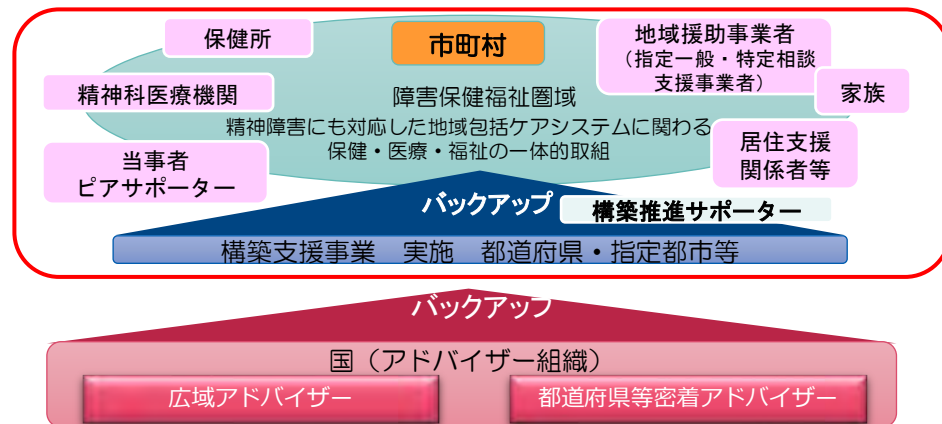
※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須とする）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R6当初予算額(案):248百万円
(R5当初予算額:208百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和4年度は6,447人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている(デジタル田園都市国家構想総合戦略)。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・ 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。
- ・ **拡充** 併せて、**事前参加型オンラインイベント**を実施すること等により、**事業実施効果の向上**を図る。



■戦略的な広報の実施

- ・ **新規** インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

- ・ **拡充** 令和5年度から実施している「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」を拡充し、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

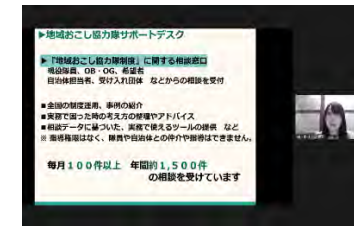
隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・ 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■各種研修会等の実施

- ・ 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・ より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■起業・事業化研修等の実施

- ・ 隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

■「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、情報収集・発信、隊員やOB・OGの活動支援等に取り組む。
- ・ 各地域における、OB・OG等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

関係人口を活用した地域の担い手確保事業

R6当初予算額(案):6百万円
(R5当初予算額:6百万円)

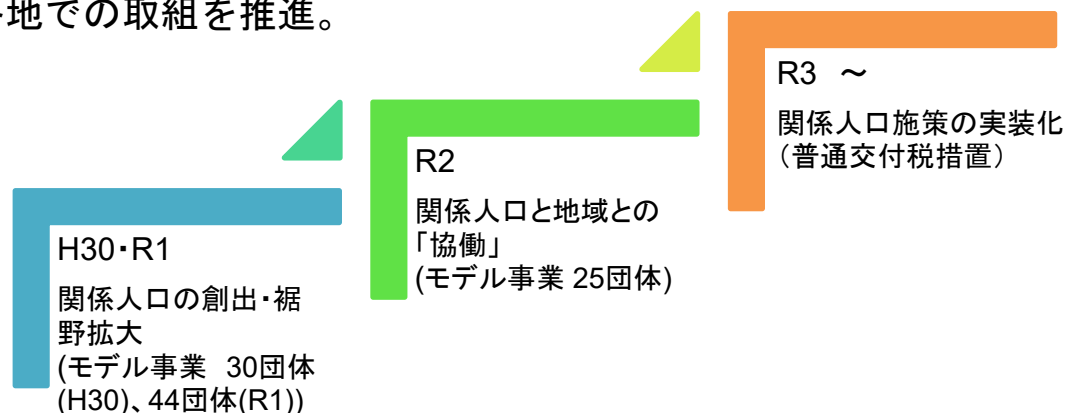
- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知。
- また、地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大に向けた取組の全国各地での実装化を推進。

全国に向けた情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知することで、関係人口の創出・拡大を図る。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

目指す姿

全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献



過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R6予算額(案): 400百万円
(R5当初予算額: 400百万円)

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円 (定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

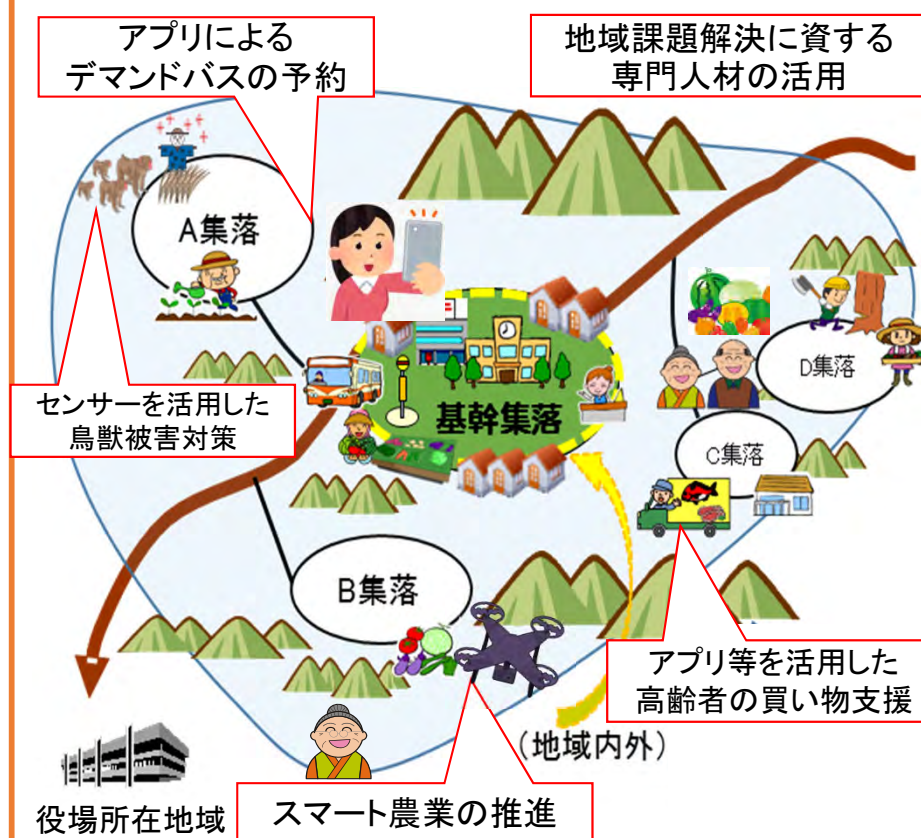
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

集落支援員について

集落支援員

地域の实情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和4年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,997人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,174人
〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

・**地方自治体** ⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)

・**総務省** ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、研修、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉 ※国勢調査における人口集中地区については、特別交付税による措置の対象外

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 445万円⇒485万円**(R6～) ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

○対象経費 … ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費

③集落における話し合いの実施に要する経費

④地域の实情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落の巡回、状況把握等を行いながら、集落の自主的な取組を促す。

集落支援員の活動イメージ

■集落点検の実施

- ・市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

■集落のあり方についての話し合いの支援

- ・「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

□集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、
- ②都市から地方への移住・交流の推進、
- ③特産品を生かした地域おこし、
- ④高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤伝統文化継承、
- ⑥集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省

原発避難者特例法の概要

＜平成23年8月12日公布・施行＞

(※東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律)

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、以下の課題に対応する措置を定める。

- ① 市町村の区域外に避難している住民（避難住民）に対する適切な行政サービスの提供
- ② 住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持

1 避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手順を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

市町村の指定(総務大臣の告示)

- ・ 警戒区域等を含む市町村を総務大臣が指定(※)

【指定市町村】

双葉郡8町村(広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村)、いわき市、田村市、南相馬市、飯館村、川俣町

総務大臣による避難先団体が処理する事務の告示

【特例事務】

医療・福祉及び教育関係の11法律268事務(令和5年4月時点)

指定市町村への避難住民の情報の届出及び避難先団体への通知

- ・ 避難住民が氏名、生年月日、性別、住所、避難場所を指定市町村に届出
- ・ 避難住民に関する情報を、指定市町村・指定都道府県から避難先団体に通知

避難先団体が事務処理を実施

- ・ 事務処理に要する経費は、原則として、避難先団体が負担
- ・ 国は必要な財政上の措置を講ずる

※指定及び解除する際には、指定市町村・指定都道府県の意見を聴き、尊重しなければならない。

2 住所移転者に係る措置

- 指定市町村・指定都道府県は、住所移転者(指定市町村以外の市町村に転出した者)のうち申出をしたものに対し、
 - ・ 指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する
 - ・ 指定市町村の区域への訪問の事業その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める
- 国は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする 等

特例事務の状況

特例事務の告示の施行（平成24年1月1日）

○原発避難者特例法に基づき、指定市町村・指定県が自ら処理することが困難な事務として、以下の事務が指定市町村・指定県から総務大臣に届け出られたことから、これらの事務（10法律219事務）を告示。

【医療・福祉関係】

- ・要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- ・介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- ・養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
- ・保育所入所に関する事務（児童福祉法）
- ・予防接種に関する事務（予防接種法）
- ・児童扶養手当に関する事務※（児童扶養手当法）
- ・特別児童扶養手当等に関する事務※（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

- ・乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
- ・障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者自立支援法）

【教育関係】

- ・児童生徒の就学等に関する事務※（学校教育法、学校保健安全法）
- ・義務教育段階の就学援助に関する事務※（学校教育法、学校保健安全法）

指定市町村・指定県の要望を踏まえ、特例事務を追加（令和5年4月時点：11法律268事務）

- 平成26年：子ども・子育て支援法に基づく支給認定などの事務を追加
- 平成27年：介護保険法の改正に伴う認知症総合支援事業を追加
- 平成28年：介護保険法の改正に伴う介護予防・生活支援サービス事業を追加
- 平成30年：予防接種法に基づく臨時接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態下での予防接種などの事務を追加
- 令和元年：子ども・子育て無償化に伴い、子ども・子育て支援法に基づく施設等利用費の支給認定などの事務を追加。

※引き続き、住民サービスの提供に支障が生じないように、関係地方公共団体と緊密に連携し、対応してまいります。

概要

- ▶ デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポートなどを行う方をデジタル推進委員として任命。
- ▶ デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境を作っていくため、幅広い国民運動として展開。

デジタル推進委員等の募集対象

デジタル推進委員

- ① 関係省庁（総務省、厚労省、文科省等）の実施事業において、デジタル機器・サービスの基本的な利用方法をサポートする方
- ② 自治体、経済関連団体、ボランティア団体等の取組において、高齢者・障害者等の方々に対し、
ロ各地で実装されているデジタルサービスの利用方法
ロデジタル機器・サービスの利用方法
ロマイナンバーカード・マイナポータル^{令和5年3月に追加。}の利用方法
に関する内容についてサポートする方

デジタル推進よびかけ員

- ③ デジタルと聞いただけで躊躇する方が取り残されないよう、地域で身近に声がけ（参加の呼びかけ等）を行う方

デジタル大臣による任命



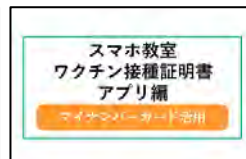
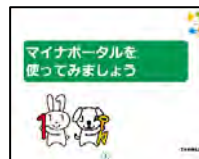
● 応募手続等

- ー 原則オンラインで応募受付
- ー オンラインで動画視聴
- ー 毎年度更新



● 活動を後押しする取組

- ー オープンバッジ※の付与
※ SNSや名刺等に活用できる電子的な画像
- ー デジタル推進委員同士の意見交換や情報共有・提供等
- ー マイナンバーカード関連の動画等を提供。



自立相談支援事業

令和5年度予算：545億円の内数
令和6年度予算案：531億円の内数

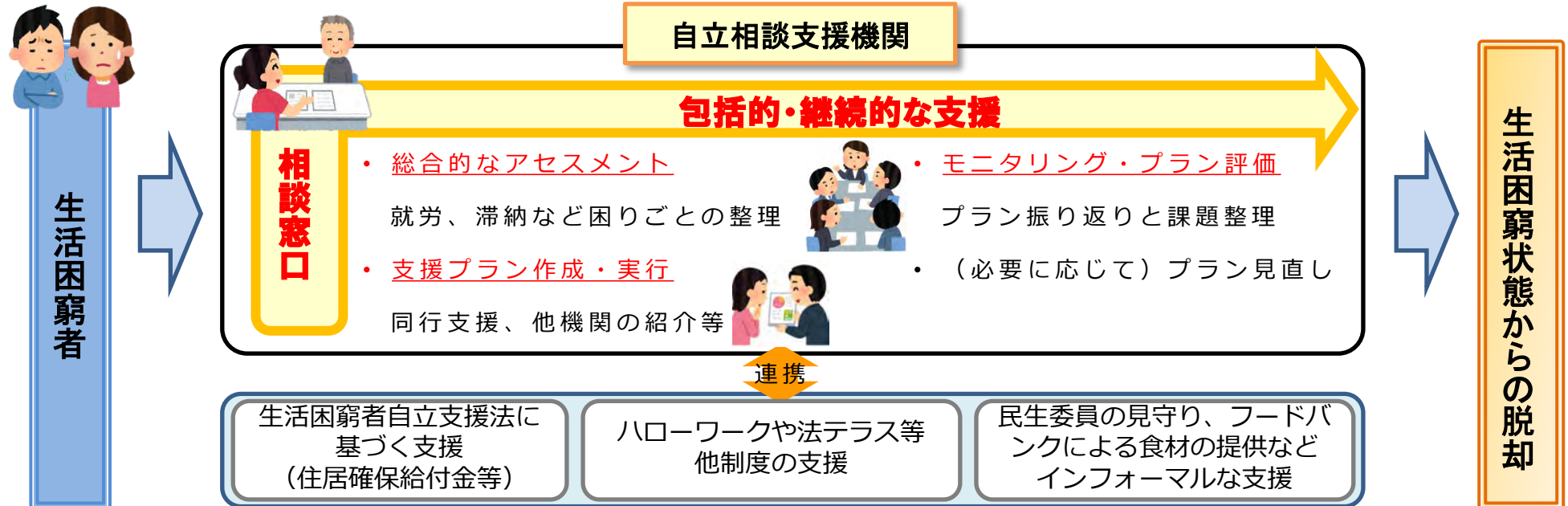
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③ 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

実施箇所

- 全国**1,388カ所**に設置（福祉事務所設置自治体 907自治体）
- 6割は委託、3割は自治体直営、1割は直営+委託
（委託のうち8割は社会福祉協議会）

支援体制

- 主任相談支援員、就労支援員、相談支援員を配置
※世田谷区の場合、区内6カ所に自立相談支援機関を設置。
1機関あたり6～7名（事務補助含む）
※社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格者を配置している場合もあり。



アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和5年度予算額：545億円の内数
令和6年度予算案：531億円の内数

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援におけるアウトリーチ支援の強化**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】** 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体：市等
負担率：3/4

自立相談支援におけるアウトリーチ支援の強化

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援を行う。

事業内容（案）

自立相談支援事業において、アウトリーチ支援体制の強化等を行う場合の加算を設ける。

ア) アウトリーチ支援体制の強化

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。

※ アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。

- ※ 具体的には、アウトリーチの充実としては、以下の内容等を想定。

- ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
- ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 令和2～5年度まで実施している「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」の取組を踏まえて、自立相談支援事業において、アウトリーチ支援体制の強化を行う場合に国庫負担基準額への加算を新たに設ける。